

# 学習指導要領の改訂と授業の工夫改善

全国中学校地理教育研究会名誉会長  
元中央教育審議会専門委員 佐野金吾

## 1. 教師の指導力と学習指導要領の改訂

授業は学習指導要領に示す教科の目標・内容に則って作成された教科書を活用して行われていますが、現在活用している学習指導要領は平成20年9月に告示（平成26年1月一部改訂）されたものです。本シリーズの1回目は学習指導要領の改訂について扱いますので、社会科だけではなく教科のわくを超えた記述となっています。

学習指導要領の改訂はほぼ10年サイクルで行われています。それは学習指導要領による授業等の実践の成果と課題を把握するためには4～5年を必要としますし、その結果や社会の変化等を勘案し次期学習指導要領の作成に向けて中央教育審議会（以下、中教審）で審議し、その答申に基づいて学習指導要領が作成されます。また、新しい学習指導要領による教科書の作成、検定、採択等にかかる時間を必要としますので、ほぼ10年の期間が必要です。10年の間には学校教育にかかわる社会環境の変化とともに生徒の学力・学習状況等の変容も見られます。中教審では、これらを踏まえて次期学習指導要領作成に向けて学校観や学力観などについて審議します。

学習指導要領が改訂されますと教科書の書き直しが行われますので、教師は新しい教科書による授業の在り方や学習評価の見直し等の研究に取り組むことになります。教師の改訂に向けた取り組みは教科等の指導力の向上にもつながります。今回の学習指導要領改訂の理念は「**社会に開かれた教育課程**」です。この理念は、学

校での学びが社会とのつながりや社会の中で生かすことができる資質・能力の育成を重視したものです。そのためには、これまでの学校教育の在り方や教科の授業観等に大きな転換が必要です。学習指導要領改訂の趣旨に基づく学校教育の在り方については「総則」に示されていますので、「総則」を十分に読み込み、教師としての力量の向上、授業の工夫改善に努めましょう。

現行の学習指導要領（平成20年告示）は改正学校教育法第30条2項による「基礎的な知識及び技能」、「これらを活用して課題を解消するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力」及び「主体的に学習に取り組む態度」を受け、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のバランスのとれた「生きる力」を効果的に育むことを目指したものです。

「生きる力」は学校のすべての教育活動を通して育まれますが、「確かな学力」は教科の授業が大きな役割を担っています。そのため授業では言語活動や体験的な学習活動を取り入れることを重視しています。しかし、文部科学省の



「全国学力・学習状況調査」や地方自治体を実施している学力に関する調査などによりますと、知識や技能については指導の成果は認められますが、思考力・判断力・表現力や主体的に学ぶ態度の育成に関しては課題が見られ、学校での学びが生活に生かされていない、あるいは教科を学ぶ意義が分からない、といった課題があります。この度の学習指導要領の改訂はこれらの課題等を踏まえて行われたものです。

## 2. 「学びの地図」としての学習指導要領

これまでの学習指導要領は「教師が何を教えるか」という観点で作成されていました。そのため教科の枠を超え学校を挙げて組織的に指導の在り方や学習評価の工夫改善に取り組む状況はありませんでした。また、生徒は教師によって異なる授業や評価に戸惑う状況も見られます。そこで、今回は学校教育を通して生徒が身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像を分かりやすく見渡せる「学びの地図」として示すよう改めました。学年や教科の枠を超えた学校の教育活動を通して「何ができるようになるのか」という観点から目指す資質・能力を整理し、整理された資質・能力を育むために「何を学ぶか」という指導内容を示し、その内容を「どう学ぶか」という学習方法などを「学びの地図」として示しています。従前とは異なり教師にとって読みやすい、使いやすい学習指導要領となっています。

## 3. カリキュラム・マネジメントとアクティブ・ラーニング

学習指導要領に示す趣旨や事項を日常の授業等で実現することは教師の使命です。そこで「学びの地図」としての学習指導要領を教職員全員が共通に理解し、その上で全教職員が連携した実践が重要です。学校の教育活動が教職員の共

通理解と連携した実践に必要な取り組みが「**カリキュラム・マネジメント**」です。「カリキュラム・マネジメント」では各教科担当者がそれぞれに授業改善に取り組むだけでなく、学ぶ生徒の立場、生徒の学びの改善を強く求めています。

なお、中教審答申は教育活動を通して育む資質・能力を「三つの柱」として整理しています。

- ①「何を理解しているか、何ができるか」（生きて働く「知識・技能」の習得）
- ②「理解していること・できることをどう使うか」（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）
- ③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）

さらに、これらの資質・能力を育む授業とするために「アクティブ・ラーニング」の視点による取り組みとして生徒の「**主体的・対話的で深い学び**」の実現を求めています。

次期学習指導要領が目指すところは、生徒が「何ができるようになるか」を明確にしながら、「何を学ぶか」という学習内容と「どのように学ぶか」という学びの過程を全教職員によるカリキュラム・マネジメントを通じて組み立てていくところにあります。

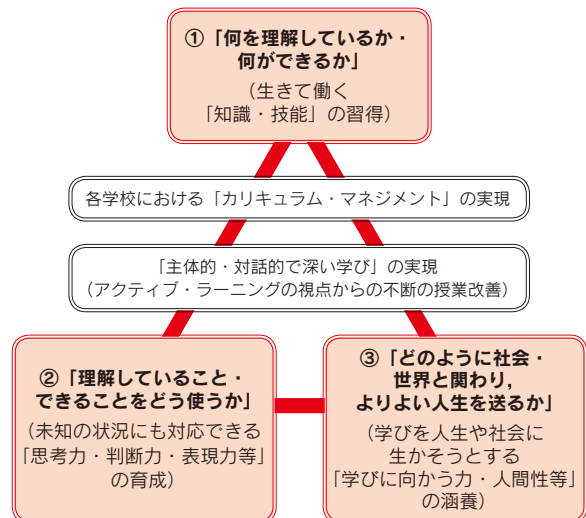


図 資質・能力の三つの柱（中教審答申より作成）